

国立大学法人富山大学ティーチング・アシスタント取扱要項

平成17年12月20日制定

平成18年4月1日改正

平成26年10月10日改正

平成27年4月1日改正

令和元年10月1日改正

令和4年3月22日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）大学院に在学する優秀な学生に対し、当該学生の処遇改善に資するとともに、将来、教育・研究者になるためのトレーニングの機会を提供し、併せて学部等教育におけるきめ細かい指導の実現を図ることを目的として、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、給与を支給する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務にあたる大学院学生の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(身分)

第3条 TAの身分は、1年以内の期間を定めて雇用されるパートタイム職員とする。

(職務)

第4条 TAは、当該学生の指導教員の指導の下に授業担当教員の指示に従い、学部及び教養教育院又は研究科、教育部及び学環（以下「研究科等」という。）の修士課程で開設される実験、実習、演習等の授業（以下「授業科目等」という。）に係る教育補助業務にあたる。

(雇用期間)

第5条 TAの雇用期間は、1年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

(労働時間)

第6条 TAの労働時間は、1週間当たり10時間程度とし、月に40時間以内とする。

2 前項の労働時間は、大学院学生としての授業等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(給与)

第7条 TAの給与は、「国立大学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則」に定める額とする。

(教育補助を行う授業科目等の申請等)

第8条 研究科等の基礎となる学部を担当する教員又は研究科等を担当する教員で、TAによる教育補助を必要とする者は、授業科目等を明示して当該研究科等の長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の教員で、TAによる教育補助を必要とする者は、授業科目等を明示して、当該授業科目を開設する学部長、教養教育院長又は研究科等の長を経て、当該授業科目と関連ある教育・研究分野を有する研究科等の長に申請するものとする。

3 前2項により申請を受けた研究科等の長は、その申請に係る教育補助業務の内容が当該研究科等において教育上適当であると認めたときは、教育補助を行わせる大学院学生及び授業科目等を決定の上、申請者にその旨を通知する。

(選考)

第9条 TAの採用のための選考は、当該研究科等の学生のうちから、次の各号の一に該当し、教育補助業務の遂行能力があると認められる者について、研究科委員会、教育部

教授会又は学環委員会等の意見を聴いて、学長が行う。

(1) 教育補助に係る授業科目等又は当該授業科目等と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者

(2) 研究科等における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込める者

(3) その他研究科等の長が優秀と認めた者

(事前指導)

第10条 担当教員は、T Aに教育補助業務を行わせる場合には、当該業務に関し事前に指導を行い、適切な助言を行うものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、T Aの取扱いに関し必要な事項は、各研究科等において別に定める。

附 則

1 この要項は、平成17年10月1日から実施する。

2 この要項の実施日の前日において、旧富山大学及び旧富山医科薬科大学のT Aとして、雇用又は選考された者は、この要項により雇用又は選考されたものとみなす。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年10月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、令和元年10月1日から実施する。

2 この要項の実施日の前日において、本学のT Aとして、雇用又は選考された者は、この要項により雇用又は選考されたものとみなす。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。